

1 改正要旨

本紙では、児童福祉法を「法」と略します。

(1) 目的[第1条関係]

多治見市児童発達支援センター（以下「新施設」という。）は、発達支援センター「なかよし」、「ひまわり」（以下「旧施設」という。）と法定義が変わるため、新たに以下の役割を有します。

	[旧施設] 児童発達支援センター以外のもの (その他厚労省令で定める施設)	[新施設] 児童発達支援センター
法定義	(法第6条の2の2第2項)	法第43条
概要	利用児や家族に対する支援	利用児や家族に対する支援に加え、 相談機能を有し、地域への助言を行う 「 中核的な機能 」を担う
その他		児童福祉施設の位置付け有(法第7条1項)

(2) 指定管理者が行う業務[第4条関係]

児童発達支援センターとして運営することに伴い、必須となる事業等を追加しました。

- ①[必須・継続]児童発達支援（法第6条の2の2第2項）に関する事業
- ②[必須・継続]保育所等訪問支援（法第6条の2の2第6項）に関する事業
- ③[必須・新規]障害児相談支援（法第6条の2の2第7項）に関する事業
- ④[任意・新規]法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けていない保護者への指導及び相談業務に関する事業
- ⑤[任意・新規]障害児支援の中核的な役割を遂行するために必要な業務

(3) 利用の手続き[第8条関係]

利用者がサービスを受けようとする場合の手続きとして、現在は、法に基づく事業の利用のための契約のみですが、新たに、地方自治法に基づく公の施設を利用するための申請を加えます。（実務としては、一体として行います）

法定義	公の施設を利用することの申請・許可 (地方自治法)	事業を利用するための契約 (児童福祉法)
現在	規定なし	
改正後	① 設使用の申請	②施設使用の許可
		③事業利用のための契約

(4) 利用者負担の減免[第9条関係]

法の福祉サービスを利用する者から法に基づく利用者負担金を使用料として徴収する旨を規定しました。しかし、本市在住の利用者からは、利用者負担額の徴収を要しないこと、及び、市長が認めるものの減免に関する規定を追加しました。

※現在、旧条例の附則に規定されている文言を本則に規定するものです。

⇒児童発達支援事業利用者に対する補助については、令和4年9月12日～令和4年10月12日の間でパブリックコメントを行いました。